

危管発 第 14 号
平成 26 年 10 月 14 日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力安全部長
[Redacted]

大飯発電所原子力事業者防災業務計画の補正について（連絡）

平成 25 年 12 月 19 日付け関原発第 348 号にて届け出ました「大飯発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、原子力規制庁および内閣府の組織見直し（原子力防災体制の充実・強化）に伴い、添付資料のとおり補正しますのでご連絡いたします。

なお、本件連絡後は、補正後の内容に従って原子力防災関係業務を遂行することといたします。

以 上

添付資料

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行（平成26年3月1日）	読み替え後（平成26年10月14日以降適用）	説明
別図2-2-6 警戒事象に基づく通報(連絡)経路 （発災プラント） 当直課長等 通報 原子力防災管理者 大飯発電所 連絡 国（警戒事態の判断があった場合） 原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災政策課 （原子力規制委員会） 大飯原子力規制事務所 （原子力防災専門官、原子力保安検査官） 所在都道府県 所在市町村 関係周辺都道府県 関係周辺市町村 所在都道府県警察本部 関係周辺都道府県警察本部 その他関係機関 防災業務計画等命令に係る通報先 → 通報	別図2-2-6 警戒事象に基づく通報(連絡)経路 （発災プラント） 当直課長等 通報 原子力防災管理者 大飯発電所 連絡 国（警戒事態の判断があった場合） 原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課 （原子力規制委員会） 大飯原子力規制事務所 （原子力防災専門官、原子力保安検査官） 所在都道府県 所在市町村 関係周辺都道府県 関係周辺市町村 所在都道府県警察本部 関係周辺都道府県警察本部 その他関係機関 防災業務計画等命令に係る通報先 → 通報	原子力規制庁の組織見直しに伴う変更

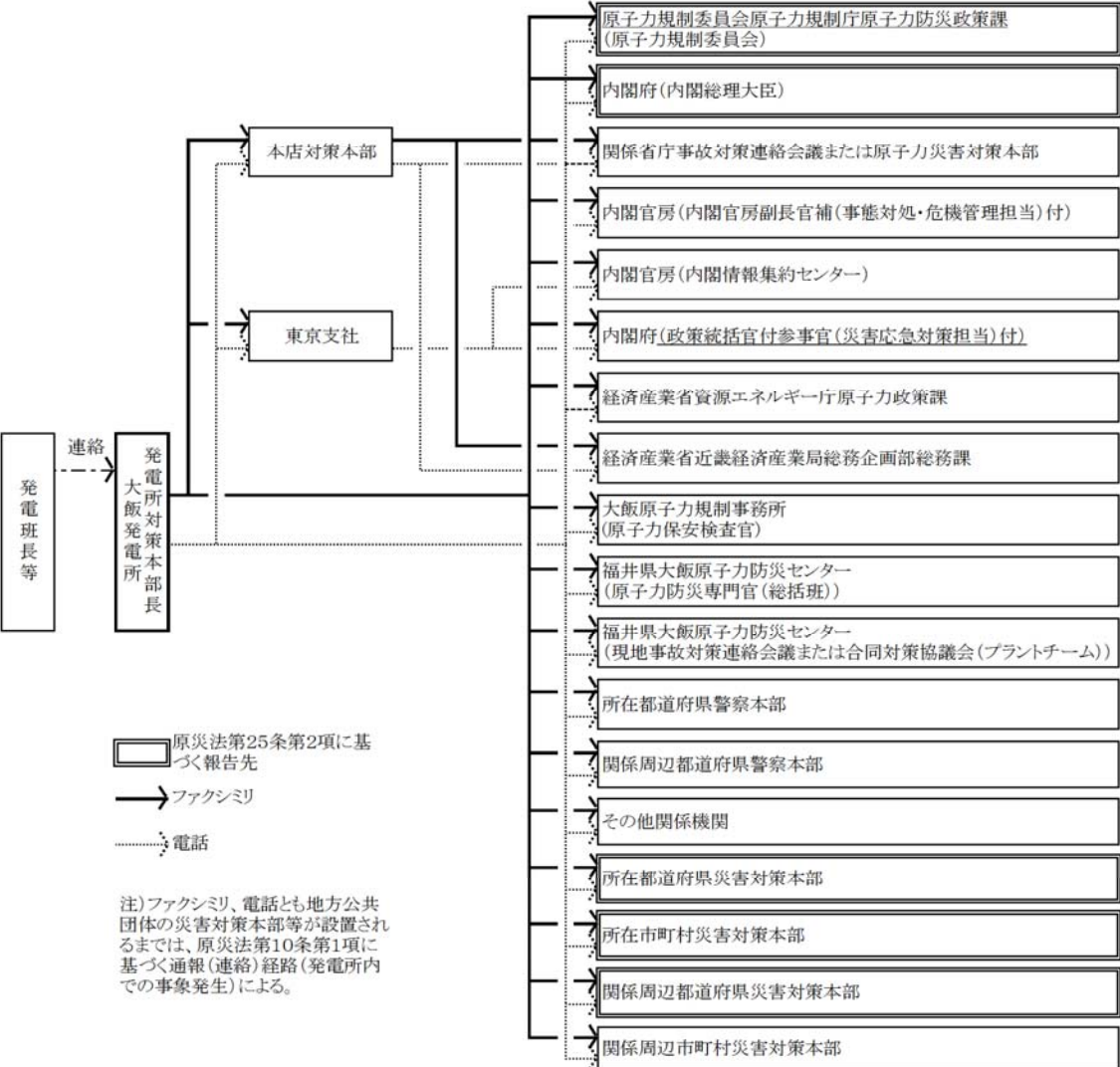
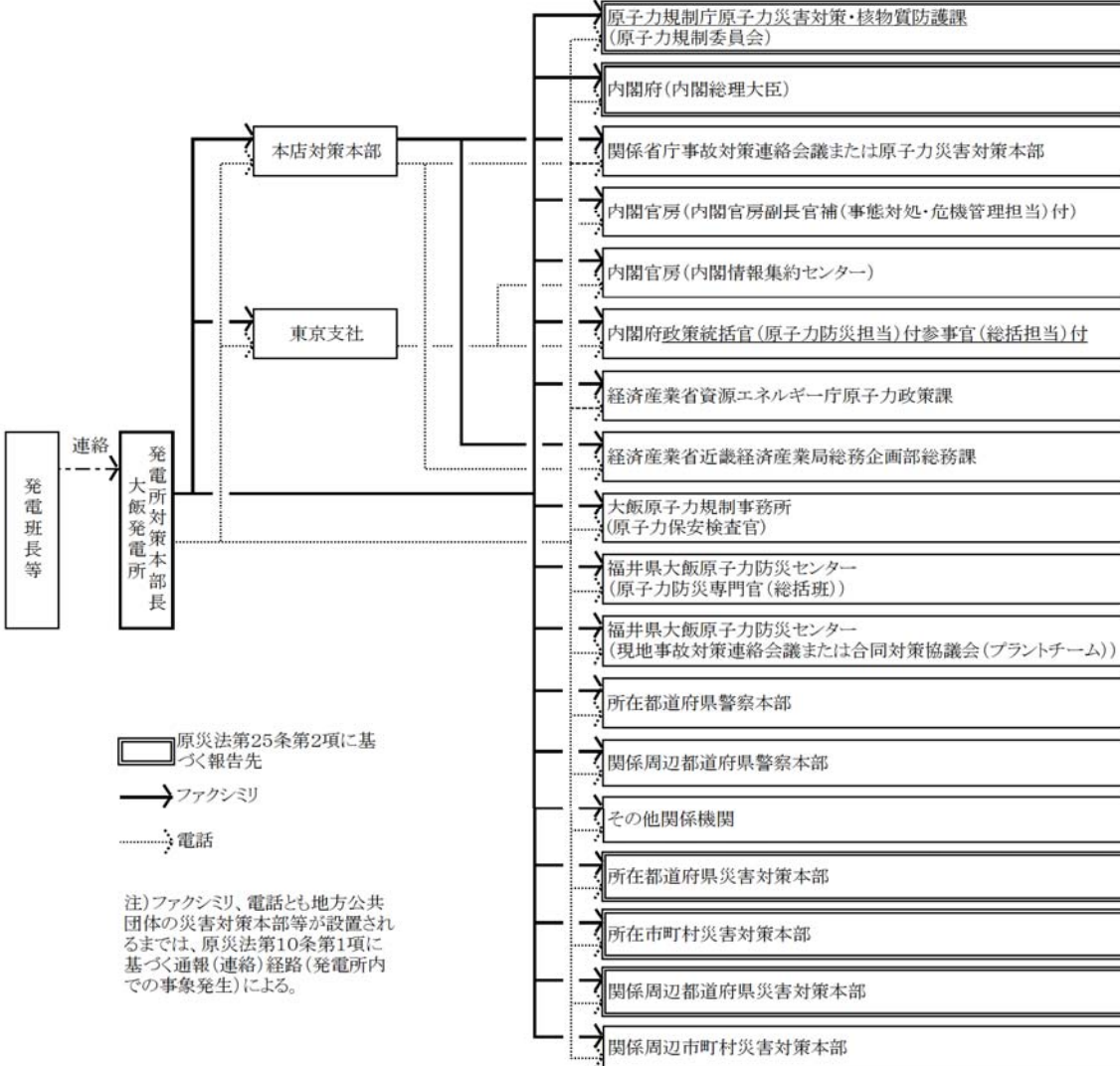
大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行（平成26年3月1日）	読み替え後（平成26年10月14日以降適用）	説明
別図2-2-9 原災法第10条第1項に基づく通報（連絡）経路（発電所内での事象発生） （発災プラント） 当直課長等 通報 原子力防災管理者 大飯発電所 本店 東京支社 原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災政策課 （原子力規制委員会） 内閣府（内閣総理大臣） 内閣官房（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付） 内閣官房（内閣情報集約センター） 内閣府（政策統括官付参事官（災害応急対策担当）付） 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 大飯原子力規制事務所 （原子力防災専門官、原子力保安検査官） 所在都道府県 所在市町村 関係周辺都道府県 関係周辺市町村 所在都道府県警察本部 関係周辺都道府県警察本部 その他関係機関 所在都道府県事故対策本部または災害対策本部 所在市町村事故対策本部または災害対策本部 関係周辺都道府県事故対策本部または災害対策本部 関係周辺都道府県災害警戒本部 関係周辺市町村の本部 原災法第10条第1項に基づく通報先 設置されている場合に連絡 →ファクシミリ →電話	別図2-2-9 原災法第10条第1項に基づく通報（連絡）経路（発電所内での事象発生） （発災プラント） 当直課長等 通報 原子力防災管理者 大飯発電所 本店 東京支社 原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課 （原子力規制委員会） 内閣府（内閣総理大臣） 内閣官房（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付） 内閣官房（内閣情報集約センター） 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 大飯原子力規制事務所 （原子力防災専門官、原子力保安検査官） 所在都道府県 所在市町村 関係周辺都道府県 関係周辺市町村 所在都道府県警察本部 関係周辺都道府県警察本部 その他関係機関 所在都道府県事故対策本部または災害対策本部 所在市町村事故対策本部または災害対策本部 関係周辺都道府県事故対策本部または災害対策本部 関係周辺都道府県災害警戒本部 関係周辺市町村の本部 原災法第10条第1項に基づく通報先 設置されている場合に連絡 →ファクシミリ →電話	原子力規制庁の組織見直しに伴う変更 内閣府の組織見直しに伴う変更

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行（平成26年3月1日）	読み替え後（平成26年10月14日以降適用）	説明
別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報（連絡）経路（事業所外運搬での事象発生） 事業所外運搬責任者 原子力防災管理者 大飯発電所 本店 東京支社 原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災政策課 (原子力規制委員会) 内閣府(内閣総理大臣) 内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付) 内閣官房(内閣情報集約センター) 内閣府(政策統括官付参事官(災害応急対策担当)付) 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 大飯原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 大臣官房参事官(運輸安全防災)付 ＜事象発生場所が海上の場合＞ 国土交通省海事局検査測度課 (国土交通大臣) ＜事象発生場所が陸上の場合＞ 国土交通省自動車局環境政策課 (国土交通大臣) 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察本部 事象発生場所を管轄する消防本部 事象発生場所を管轄する海上保安部 原災法第10条第1項に基づく通報先 →ファクシミリ →電話	別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報（連絡）経路（事業所外運搬での事象発生） 事業所外運搬責任者 原子力防災管理者 大飯発電所 本店 東京支社 原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会) 内閣府(内閣総理大臣) 内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付) 内閣官房(内閣情報集約センター) 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 大飯原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 大臣官房参事官(運輸安全防災)付 ＜事象発生場所が海上の場合＞ 国土交通省海事局検査測度課 (国土交通大臣) ＜事象発生場所が陸上の場合＞ 国土交通省自動車局環境政策課 (国土交通大臣) 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察本部 事象発生場所を管轄する消防本部 事象発生場所を管轄する海上保安部 原災法第10条第1項に基づく通報先 →ファクシミリ →電話	原子力規制庁の組織見直しに伴う変更 内閣府の組織見直しに伴う変更

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行（平成26年3月1日）	読み替え後（平成26年10月14日以降適用）	説明
別図2-2-11 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(発電所内での事象発生)  □ 原災法第25条第2項に基づく報告先 → ファクシミリ ⋯ 電話 注) ファクシミリ、電話とも地方公共団体の災害対策本部等が設置されるまでは、原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(発電所内での事象発生)による。	別図2-2-11 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(発電所内での事象発生)  □ 原災法第25条第2項に基づく報告先 → ファクシミリ ⋯ 電話 注) ファクシミリ、電話とも地方公共団体の災害対策本部等が設置されるまでは、原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(発電所内での事象発生)による。	原子力規制庁の組織見直しに伴う変更 内閣府の組織見直しに伴う変更

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行（平成26年3月1日）	読み替え後（平成26年10月14日以降適用）	説明
別図2-2-12 原災法第10条第1項の通報後の報告（連絡）経路（事業所外運搬での事象発生） 事業所外運搬責任者 → 大飯発電所 → 本店対策本部 → 東京支社 → 原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災政策課 (原子力規制委員会) → 内閣府 (内閣総理大臣) → 関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部 → 内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付) → 内閣官房 (内閣情報集約センター) → 内閣府 (政策統括官付参事官 (災害応急対策担当) 付) → 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 → 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 → 大飯原子力規制事務所 (原子力防災専門官) → 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 → <事象発生場所が海上の場合> 国土交通省海事局検査測度課 (国土交通大臣) → <事象発生場所が陸上の場合> 国土交通省自動車局環境政策課 (国土交通大臣) → 事象発生場所を管轄する都道府県知事 → 事象発生場所を管轄する市町村長 → 事象発生場所を管轄する警察本部 → 事象発生場所を管轄する消防本部 → 事象発生場所を管轄する海上保安部 → 原子力災害現地対策本部または原子力災害合同対策協議会 → 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部等 → 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部等 ■ 原災法第25条第2項に基づく報告先 ■ 設置されている場合に連絡 → ファクシミリ → 電話	別図2-2-12 原災法第10条第1項の通報後の報告（連絡）経路（事業所外運搬での事象発生） 事業所外運搬責任者 → 大飯発電所 → 本店対策本部 → 東京支社 → 原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会) → 内閣府 (内閣総理大臣) → 関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部 → 内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付) → 内閣官房 (内閣情報集約センター) → 内閣府政策統括官 (原子力防災担当) 付参事官 (総括担当) 付 → 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 → 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 → 大飯原子力規制事務所 (原子力防災専門官) → 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 → <事象発生場所が海上の場合> 国土交通省海事局検査測度課 (国土交通大臣) → <事象発生場所が陸上の場合> 国土交通省自動車局環境政策課 (国土交通大臣) → 事象発生場所を管轄する都道府県知事 → 事象発生場所を管轄する市町村長 → 事象発生場所を管轄する警察本部 → 事象発生場所を管轄する消防本部 → 事象発生場所を管轄する海上保安部 → 原子力災害現地対策本部または原子力災害合同対策協議会 → 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部等 → 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部等 ■ 原災法第25条第2項に基づく報告先 ■ 設置されている場合に連絡 → ファクシミリ → 電話	原子力規制庁の組織見直しに伴う変更 内閣府の組織見直しに伴う変更